|  |  |
| --- | --- |
| 申請者No. |  |

第１７号様式

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　浜松市●●第　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　 令和　　 年　 月　 日

　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　浜松市長　中　野　祐　介

財産処分承認通知書

令和　年　月　日付で提出のあった財産処分承認申請について、要綱第２０条第４項の規定に基づき、内容を審査したところ、適当であると認められるため下記のとおり通知します。

記

財産処分を承認します

なお、要綱第２０条第５項の規定により、次の条件を付すこととする。

条　件

（１）次に掲げる場合を除き、財産処分に係る納付金（以下「財産処分納付金」という。）を市に納付す

ること。

・災害若しくは火災により使用できなくなった施設等又は立地上若しくは構造上危険な状態にあ

る施設等の取壊し又は廃棄（以下「取壊し等」という。）

　　　・道路の拡張整備等の設置者の責に帰さない事情等によるやむを得ない取壊し等

　 ・老朽化により代替施設を整備する場合の取壊し等

（２）財産処分納付金の額は、施設等にあっては処分する施設等に係る補助金の額に処分制限期間

に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。）の割合を乗じて得

た額、土地にあっては補助金の額とする。

以上